

令和3年度 旭川市立中央中学校 部活動に係る方針

1 策定の趣旨等

本校は学校教育目標等を踏まえ、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「旭川市立中学校部活動ガイドライン」に基づいて、「旭川市立中央中学校の部活動に係る方針」を策定しました。

部活動は生徒の自主的参加により行われ、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築や心身の健康の保持増進など、学びの場として大きな教育的意義をもっています。

部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮していきます。

また、教師が、健康で生き生きとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するために、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとします。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

【運動部】

- | | |
|--------------|--------------|
| ①野球部 | ②サッカー部 |
| ③男子バスケットボール部 | ④女子バスケットボール部 |
| ⑤女子ソフトテニス部 | ⑥男子卓球部 |
| ⑦女子卓球部 | |

【文化部】

- | | |
|-------|--------|
| ①吹奏楽部 | ②美術部 |
| ③書道部 | ④パソコン部 |

(2) 部活動に係る相談・要望の窓口

【連絡先】

〒070-0040 旭川市10条通11丁目
TEL 0166-26-8500 FAX 0166-26-8511
E-mail postmaster@chuo.jhs.asahikawa-hkd.ed.jp
担当 教頭 小嶋 栄次

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

各部の顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出しています。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

生徒や教師の数、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置しています。

また、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動顧問会議）を定期的に設けます。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に留意するとともに、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

4 適切な休養日の設定

(1) 休養日の設定

① 学期中

- ・学期中の休養日については、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は、少なくとも1日以上を休養日とし、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とする。また、学校閉庁日は、その期間を休養日とする。
- ・休養日については、朝練習も中止とする。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。なお、吹奏楽部については、地域行事への参加も大会と同様の扱いとする。
- ・中体連や吹奏楽コンクールなど、競技団体や連盟等が主催する大会等の前日から起算して1か月以内の期間は適用外として、代替の休養日を実施する。

※上記でいう大会とは、各部活動が登録している中体連、各競技団体（協会・連盟等）が主催するものとする。

※これに該当する大会とは、全道、全国へつながる大会を意味する。

② 長期休業中及び連休

- ・学期中に準じた扱いを行う。
- ・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・土日を挟まない祝祭日の扱いは、その週の土日・祝祭日のいずれか1日を含む週2日の部活動休養日を設ける。

③ 定期テスト等への対応

- ・定期テストの少なくとも3日前から部活動休養日とし、朝練習も中止とする。
- ・学力テストの少なくとも1日前から部活動休養日とし、朝練習も中止とする。
- ・テスト期間前の部活動の中止は、土日を含む週2日の部活動休養日とすることができる。

④ その他

- ・長期休業中に、まとめて代替の休養日を設定してもよいこととする。

(2) 活動時間の設定

【1日の活動時間】

- ・平日は、長くとも2時間程度とする。
 - ・学校の休業日（学期中の週末を含む）は、3時間程度とする。
- ※中体連や吹奏楽コンクールなど、競技団体や連盟等が主催する大会等の前日から起算して1か月以内の期間の場合は、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間は長くとも16時間程度とする。

5 指導上の配慮事項

(1) 信頼関係の構築を目指した指導

生徒が生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒との信頼関係の基に活動します。

(2) 短時間で効率的・効果的な指導

生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。また、女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴や貧血等）に配慮します。

(3) 生徒の発達の状況を踏まえた指導

一人一人の発達の状況等に応じた配慮を行うとともに、生徒同士の交流の場を工夫するなど、部活動等を通じて、あらゆる生徒の自己有用感や自己肯定感を高める指導に努めます。

(4) 生徒の安全に配慮した指導

気象庁からの警報（高温注意、暴風雪、大雨、大雪、落雷等）のほか、学校安全に関わる情報があるときには、原則として活動を行わないこととします。

6 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策

(1) 地域の感染状況等に応じた実施

地域の感染状況等に応じて、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させるよう感染症対策を徹底した上で活動に取り組みます。また、実施に当たっては、関係法令や衛生管理マニュアル等も踏まえるよう留意します。

(2) 活動時における感染症対策

- ① 部活動に参加する生徒の健康状態をしっかりと確認し、体調がすぐれない場合は部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導します。
- ② こまめな手洗いの励行や、近距離で大声を出させないなど飛沫感染防止の取組、活動中や競技の場面以外のマスクの着用及びソーシャルディスタンスに係る指導等、感染症対策を徹底します。
- ③ 練習場所や更衣室等、食事や集団で移動する際の「3つの密（密閉、密集、密接）」の回避など、感染症対策を徹底します。
- ④ 大会やコンクール等への参加に当たっては、主催者の感染症対策を必ず確認し、保護者の承諾を得るとともに参加する生徒への指導を徹底します。
- ⑤ 対外試合や校外での合宿等については、地域の感染状況等を踏まえて実施の可否を判断するとともに、実施する場合は大会参加と同様に感染症対策を徹底します。

< R3. 4. 7改定 旭川市立中学校部活動ガイドラインの改定による >